

### 第四章 賃 金

- 第二十四條 鐵夫ニ支給スヘキ賃金ノ種類及ヒ計算標準左ノ如シ
- 一、本番制 別表鐵夫業務別等級賃金表ニ據リ定額ヲ支給ス
  - 二、出來高拂制 鐵石採掘量又ハ容積其ノ他仕事進捗程度ニ依リ之ヲ支給ス
  - 三、割増制 所定時間外ニ臨時就業ヲ爲サシメタル場合又ハ特ニ作業困難ナルカ其ノ他特別ノ事情アルトキハ時間割ニ依リ又ハ各事情ニ依リ歩増賃金ヲ支給ス
- 第二十五條 前條ニ規定ナル賃金ハ一箇月毎ニ計算シ翌月十五日若シ當日休日ナルトキハ前日通賃ヲ以テ本人ニ支拂フ
- 解雇者ニ對スル賃金ハ其ノ都度之ヲ支拂フ
- 第二十六條 鐵夫生計上必要ナル物品及作業用品ハ本人ノ願出アル場合ニ限り之カ貸下チ爲スヘシ

### 第五章 貯金及積立金

- 第二十七條 鐵夫ハ毎月賃金百分ノ五以下ノ金額ヲ積立金トシテ當所ニ預入ル、ノ要ス
- 第二十八條 積立金ハ鐵夫死亡又ハ解雇ノトキニ非サレハ拂戻チナサス 但シ各自ノ積立額カ左ノ限度ヲ超ヘタルトキハ其ノ超過額ノ範圍内ニ於テ拂戻チ許可ス
- 一、日給壹圓以上ノ鐵夫 金 參拾圓
  - 二、日給壹圓未満五拾錢以上ノ鐵夫 金 貳拾圓
  - 三、日給五拾錢未満ノ鐵夫 金 拾貳圓
- 第二十九條 積立金ヲ拂戻ス場合ニ於テ本人ニ貸金アルトキハ之ヲ控除返濟セシム
- 第三十條 不都合ノ行爲ニ依テ當所ニ損害ヲ與ヘタルトキハ積立金ヲ以テ之カ賠償ニ充當スヘシ
- 第三十一條 鐵夫ハ一人五百圓ヲ超ヘサル範圍内ニ於テ任意當所ニ貯金ヲ預入ル、コトヲ得貯金ハ本人ノ申出ニ因リ何時ニテモ之ヲ拂戻ス
- 第三十二條 積立金及貯金ハ當所直接之ヲ管理シ利子ハ年五厘以上トシ毎年二回之ヲ元本ニ加算ス

- 第三十三條 積立金又ハ貯金ヲ爲シタル者死亡シタルトキハ其ノ遺族又ハ財産管理人ヨリ遲滞ナク之カ拂戻ヲ請求スヘシ
- 死亡者三箇月内ニ前項ノ請求ナキトキハ葬祭ノ費用及當所ニ對スル本人ノ債務ニ充當ス
- 第三十四條 積立金又ハ貯金ヲ爲シタル者無斷ニテ當所ヲ退去シタルトキ又ハ解雇セラレタルトキ積立金ハ三箇月内ニ貯金ハ一箇年内ニ拂戻ヲ請求スヘシ
- 前項ノ請求ナキトキハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

### 第六章 賞 罰

- 第三十五條 鐵夫ニ對スル賞與ヲ分チテ左ノ三種トス
- 一、勤 續 賞 與
  - 二、精 勤 賞 與
  - 三、臨 時 賞 與
- 第三十六條 鐵夫一定期間勤續シタルトキハ其ノ年數ニ應シ勤續賞與ヲ支給ス
- 第三十七條 鐵夫重キ處罰ヲ受クルコトナク一定ノ期間精勤シタルトキハ其ノ出勤日數ニ應シ精勤賞與ヲ支給ス
- 第三十八條 鐵夫左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ其ノ都度審議ノ上臨時賞與ヲ支給ス
- 一、有益ナル考案ヲ爲シ能率ヲ増進シ事業上裨補スル所アリタルモノ
  - 二、變災チ未然ニ防止シ又ハ人命ヲ救助シタルモノ
  - 三、非常事變ニ際シ拔群ノ功勞アリタルモノ
  - 四、素行善良ニシテ誠實業務ニ服シ他ノ模範トナルヘキモノ
  - 五、其ノ他特ニ表彰スルニ足ル行爲アリタルト認メラルヘキモノ
- 第三十九條 鐵夫左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ輕重ニ應シ譴責減給降等ノ處分ヲ爲スヘシ 但シ減給降等ノ處分ハ將來ニ對シテ之ヲ行フ
- 一、事業上ノ支障ヲ醸シ其ノ他利益ヲ計リタルトキ
  - 二、素行不良若ハ不穩ノ舉動アリタルトキ